

平成31年2月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成31年2月1日（金曜日）午後2時00分から午後4時46分まで

○場 所 第1特別会議室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第4号） 平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第6号）について（教育局）

日程第 2（議案第5号） 平成31年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について（教育局）

日程第 3（議案第6号） 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について（教育局）

日程第 4（議案第7号） 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について（教育局）

日程第 5（議案第8号） 相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（学校教育部）

日程第 6（議案第9号） 教育財産の公用廃止について（生涯学習部）

日程第 7（議案第10号） 平成31年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付に係る諮問について（生涯学習部）

日程第 8（議案第11号） 平成31年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について（生涯学習部）

日程第 9（議案第12号） 相模原市岩本育英奨学金奨学生の決定について（教育環境部）

4. 報告案件

1 専決処分の報告について（学校教育課）

5. 閉 会

○出席者（6名）

教 育 長	野 村 謙 一
教育長職務代理者	永 井 博
委 員	大 山 宜 秀
委 員	永 井 廣 子
委 員	平 岩 夏 木
委 員	岩 田 美 香

○説明のために出席した者

教 育 局 長	小 林 輝 明	教 育 環 境 部 長	渡 邊 志 寿 代
学 校 教 育 部 長	奥 村 仁	生 涯 学 習 部 長	長 谷 川 伸
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	杉 野 孝 幸	教 育 総 務 室 担 当 課 長 (総 務 企 画 班)	江 野 学
教 育 総 務 室 担 当 課 長 (人 事 給 与 班)	磯 見 学 俊	教 育 総 務 室 主 査	小 口 志 保
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 務 課 長	八 木 英 次	学 務 課 総 括 副 主 幹	清 水 芳 枝
学 務 課 副 主 幹	安 田 裕 之	学 務 課 主 任	川 瀬 由 衣
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 保 健 課 長	荒 井 哲 也	学 校 施 設 課 長	小 杉 雅 彦
学 校 教 育 部 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	細 川 恵	学 校 教 育 課 課 長 代 理	岩 崎 雅 人
学 校 教 育 課 担 当 課 長	宮 原 幸 雄	教 職 員 人 事 課 長	農 上 勝 也
教 職 員 人 事 課 担 当 課 長	竹 内 進 吾	教 職 員 人 事 課 主 査	越 田 進 之 助
教 職 員 給 与 厚 生 課 長	佐 野 強 史	教 職 員 給 与 厚 生 課 担 当 課 長	山 口 幸 司
教 職 員 給 与 厚 生 課 主 査	木 林 寿 康	教 育 セ ン タ ー 所 長	松 田 知 子
学 校 教 育 部 参 事 兼 相 模 川 自 然 の 村 野 外 体 験 教 室 所 長	宮 坂 賀 則	学 校 教 育 部 参 事 兼 青 少 年 相 談 セ ン タ ー 所 長	小 泉 勇
生 涯 学 習 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	遠 山 芳 雄	生 涯 学 習 課 担 当 課 長 (企 画 支 援 班)	白 石 卓 之
生 涯 学 習 課 担 当 課 長 (公 民 館 施 設 班)	天 野 徹	生 涯 学 習 課 副 主 幹	荻 生 田 成 光
生 涯 学 習 課 主 査	長 島 正 浩	生 涯 学 習 課 主 事	坪 井 俊 樹

文化財保護課長	関	みどり	スポーツ課長	高	林	正	樹							
スポーツ課主査	皆	川	芳	朗	図	書	館	長	岡	本	達	彦		
相模大野図書館長	兼	杉	千	秋	橋	本	図	書	館	長	石	井	賢	之
生涯学習部参事兼 博物館長	武	田	伸	彦	こども・若者未来局参事兼 保育課長	若	林	和	彦					

○事務局職員出席者

教育総務室主査	永	澤	祥	代	教育総務室主査	山	本	彰	子
---------	---	---	---	---	---------	---	---	---	---

□開 会

◎野村教育長 ただいまから相模原市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 6 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、岩田委員と、私、野村を指名いたします。

◎野村教育長 はじめに、お諮りをいたします。本日の会議の日程 1 から 8 まで、並びに報告案件 1 については公開の会議とし、日程 9 については、個人情報が含まれる内容ですので、公開しない会議として取り扱うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎野村教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議は、日程 1 から 8 まで並びに報告案件 1 については公開の会議とし、日程 9 については公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、本定例会の最後に審議をすることといたします。

□平成 3 0 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第 6 号)について

◎野村教育長 それでは、これより日程に入ります。

はじめに、日程 1、議案第 4 号、平成 3 0 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正第 6 号についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

○渡邊教育環境部長 議案第 4 号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成 3 0 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、別紙、平成 3 0 年度相模原市一般会計補正予算第 6 号、教育委員会所掌分の 6 ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、教育費全体の補正についてご説明申し上げます。

款 5 0 教育費でございますが、補正前の歳出予算額 5 0 5 億 5, 6 4 3 万円から 9 億 7, 8 2 0 万円を減額し、計 4 9 5 億 7, 8 2 3 万円とするものでございます。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の補正の主な内容でございます。

目 1 0 事務局費でございますが、説明欄 4、岩本育英奨学基金積立金及び 5、学校施設

整備基金積立金につきましては、それぞれ事業の財源として、基金への積立てを行うものでございます。

10ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の、目25公民館費でございますが、説明欄1の麻溝まちづくりセンター、公民館移転整備事業につきまして、事業費の確定等に伴い、不用額を減額するとともに、財源更正を行うものでございます。その他の事業等につきましては、それぞれ不用額を減額するものでございます。

次に、関連する継続費につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと存じます。

款50教育費、項20社会教育費でございますが、麻溝まちづくりセンター、公民館移転整備事業につきまして、平成29年度及び30年度で設定しております継続費の総額及び平成30年度の年割額を変更するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎野村教育長 それでは、特に質疑等がありませんので、この件について採決を行います。

議案第4号、平成30年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正、第6号についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎野村教育長 ご異議ございませんので、議案第4号は可決されました。

□平成31年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について

◎野村教育長 次に日程2、議案第5号、平成31年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

○奥村学校教育部長 それでは、議案第5号につきましてご説明申し上げます。

本議案は、平成31年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきまして、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、別紙、平成31年度相模原市一般会計予算、教育委員会所掌分の12ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、款50教育費全体の予算額は495億3,249万円で、前年度予算額との比較では6億9,682万円、1.4%の増加でございます。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の主なものにつきまして、ご説明させていただきます。

なお、平成31年度予算における主な施策につきましては、お手元の議案第5号関係資料、平成31年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算、主な施策についての中に、一覧を記載しておりますので、あわせて1ページ以降をご参照ください。

それでは、別紙、平成31年度相模原市一般会計予算、教育委員会所掌分の12ページにお戻りいただきまして、中段の、目10事務局費でございますが、右にある説明欄9、臨時的任用職員等経費につきましては、小中学校に臨時介助員等を配置するものでございまして、平成31年度は教員の負担軽減を図り学校における働き方改革を推進するため、スクール・サポート・スタッフを現在の12名から60名に増員するものでございます。

14の給付型奨学金につきましては、経済的な理由により、高等学校等における就学が困難な生徒を対象として、返還不要の奨学金を給付するものでございます。

14ページをご覧いただきたいと思います。

目15教育指導費でございますが、説明欄4の創意ある教育活動事業、(3)学力保障推進事業につきましては、基礎的、基本的な知識及び技能の定着を図るため、学習支援員の配置や放課後の補習などを実施するものでございます。

6の国際教育事業、(1)外国人英語指導助手活用事業につきましては、英語教育の充実と国際理解を深めるため、外国人英語指導助手や学級担任に対して、指導方法の助言等を行う英語教育アドバイザーを配置するものでございます。

7の特別支援教育事業につきましては、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育を推進するものでございまして、平成31年度は、日常的に医療的ケアを必要とする児童・生徒の学校生活を支援するため、新たに看護師を配置するものでございます。

10の部活動指導支援事業につきましては、部活動を通じた生徒一人ひとりの成長を目指し、部活動の活性化を図るもので、平成31年度は、学校における働き方改革を推進するため、部活動指導員を新たに配置するものでございます。

16ページをご覧いただきたいと思います。

上段の、目18 総合学習センター費でございますが、説明欄3の施設運営費、(2) 市民大学等実施経費につきましては、社会の諸課題や身近な生活課題などに関する市民の学習欲求に応えるため、市民大学を開講し、学習機会の充実を図るものでございます。

18 ページをご覧いただきたいと存じます。

上段の、目25 青少年相談センター費でございますが、説明欄1の青少年教育相談事業につきましては、青少年の心の問題に関わる来所や電話の相談及び小中学校出張相談等を実施するものでございます。

説明欄7の就学指導、相談事業、(1) 支援教育指導事業につきましては、教育的支援が必要な児童生徒に対応する教員等に対し、指導助言を行う支援教育指導員を配置するものでございます。

下段の、目30 野外体験教室費でございますが、説明欄1の野外体験教室活動費につきましては、児童生徒の創造性、主体性を育成するため、相模川ビレッジ若あゆとふじの体験の森やませみにおける、集団宿泊生活及び多様な各種体験活動を実施するものでございます。

○渡邊教育環境部長 続きまして、20 ページをご覧いただきたいと存じます。関係資料につきましては、7 ページ以降をご参照ください。

上段の、項10 小学校費、目5 学校管理費でございますが、小学校の管理運営、校舎の維持補修等を行うものでございます。

下段の、目10 学校保健費でございますが、児童の健康診断や給食の提供を行うものでございます。

22 ページをご覧いただきたいと存じます。

上段の、目15 教育振興費でございますが、説明欄2の要保護及び準要保護児童就学援助費につきましては、経済的理由により就学が困難な児童の保護者に対し、就学経費を援助するものでございます。

中段の、目20 学校建設費でございますが、説明欄1の小学校校舎改造事業から3の小中学校校舎等整備事業につきましては、校舎等の維持、保全と機能向上を図るため、校舎改造、屋内運動場の改修、トイレ整備等を行うものでございます。

下段の、項15 中学校費、目5 学校管理費でございますが、中学校の管理運営、校舎の維持補修等を行うものでございます。

24 ページをご覧いただきたいと存じます。

上段の、目10 学校保健費でございますが、生徒の健康診断やデリバリー方式による中学校給食を実施するものでございます。

中段の、目15 教育振興費でございますが、説明欄2の要保護及び準要保護生徒就学援助費につきましては、経済的理由により就学が困難な生徒の保護者に対し、就学経費を援助するものでございます。

下段の、目20 学校建設費でございますが、説明欄1の中学校校舎改造事業から3の中学校校舎等整備事業につきましては、校舎等の維持、保全と機能向上を図るため、校舎改造、屋内運動場の改修、トイレ整備等を行うものでございます。

○長谷川生涯学習部長 続きまして、26ページをご覧いただきたいと存じます。関係資料につきましては、11ページ以降をご参照ください。

下段の、項20 社会教育費、目5 社会教育総務費でございますが、説明欄4の家庭教育啓発費につきましては、家庭教育力向上のため、保護者に対して、学習機会及び情報の提供による支援を行うものでございます。

28ページをご覧いただきたいと存じます。

上段の、目18 文化財保護費でございますが、説明欄4の文化財普及事業につきましては、市民の文化財に対する理解を深めるため、古民家園、史跡田名向原遺跡、旧石器時代学習館等の文化財を活用し、体験学習などの各種普及啓発事業を行うものでございます。

下段の、目25 公民館費でございますが、説明欄9の城山総合事務所周辺公共施設再編整備事業につきましては、城山総合事務所周辺公共施設の再編に伴い、現在の城山保健福祉センターを城山公民館に用途変更するため、改修工事等を行うものでございます。

30ページをご覧いただきたいと存じます。

上段の、目30 図書館費でございますが、説明欄5、(2) 図書館システム経費につきましては、利用者の利便性向上やセキュリティー確保等のため、新たな図書館システムを開発するものでございます。

下段の、目45 博物館費でございますが、説明欄2、(1) 資料収集保存経費につきましては、分野ごとに、博物館資料として必要な資料を収集、分類、整理し、保存するものでございます。

32ページをご覧いただきたいと存じます。

上段の、項25 市民体育費、目5 市民体育総務費でございますが、説明欄6の各種体育大会等実施事業につきましては、市民の体力づくりとスポーツ技術の向上を図るため、市

民選手権、クロスカントリー大会等の各種体育大会の開催及び神奈川駅伝への選手の派遣を行うものでございます。

9のホームタウンチーム連携、支援事業につきましては、ホームタウンチームのPRや市民との交流の拡大を図るなど、連携、支援の強化を行うものでございます。

次に、関連する主な歳入につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、4ページにお戻りいただきたいと存じます。

款50使用料及び手数料、項5使用料、目35土木使用料、節25公園使用料でございますが、説明欄1、相模原麻溝公園使用料から10のスポーツ広場夜間照明施設使用料までにつきまして、それぞれのスポーツ施設の使用料を見込むものでございます。

5ページをご覧いただきたいと存じます。

上段の、目45教育使用料でございますが、節5財産使用料から節70公民館使用料までにつきまして、それぞれの施設等の使用料を見込むものでございます。

6ページをご覧いただきたいと存じます。

上段の、款55国庫支出金、項5国庫支出金、目15教育費国庫負担金につきましては、小中学校に勤務する教職員の人件費に対する、義務教育費国庫負担金を見込むものでございます。

中段の、項10国庫補助金、目45教育費国庫補助金につきましては、節3教育総務費補助金から7ページの、節50社会教育費補助金までを見込むものでございます。

10ページをご覧いただきたいと存じます。

款90市債、項5市債、目40教育債につきましては、節2教育施設整備債から、節20公民館建設債までを見込むものでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎野村教育長 平成31年度の当初予算についての説明が終わりました。質疑、ご意見がありましたら、お願いいたします。

◎永井教育長職務代理者 別紙資料の12ページ、款50教育費、前年度比較で約6億9,000万円、先ほどの説明では1.4%の増だとお伺いをしました。大変大きな数字だと思いますが、これだけ大きくなった理由と、来年度予算の特徴などをお話いただけますか。

○杉野教育総務室長 平成31年度予算の特徴、それと増減の要因についてでございます。

まず、増額となった要因でございますが、従来、総務費に計上しておりました教職員の退職手当などにつきまして、教育費に計上することで大きな増額となっております。

なお、今申し上げました人件費を除きますと、空調設備の設置工事を前倒したことや、先ほど説明いたしました麻溝公民館等の大規模事業が終了したことにより減少しているという状況でございます、大規模事業が終了したということによる減額でございます。

学校教育分野では、子どもたちが心豊かにたくましく未来を切り拓く力を育むとともに、教員が子どもたちに向き合う時間を確保するなど、教育環境の充実を図るほか、市民が生涯にわたり、学び、活躍できるような生涯学習環境の充実に重点を置いて、今回は予算編成させていただきました。

平成31年度の主な特徴でございますが、まず学校教育につきましては、学力保障事業やALTの増員など学校教育の充実を図るとともに、新たに医療的ケアを実施するほか、スクール・サポート・スタッフの増員ですとか、新規に部活動指導員を配置するなど、働き方改革を含めた予算も充実しております。また、校舎改造、トイレ整備等、教育環境の充実にも努めているところでございます。また、給付型奨学金等々でございますが、引き続き、必要とする方に給付できるよう支援を行ってまいりたいと考えております。

生涯学習分野につきましては、市民の利便性の向上などのため、図書館システムを更新するほか、総合体育館においては、新たにネーミングライツを導入して財源確保を図るなど、スポーツ施設や公民館の維持、保全の修繕等、充実に努めたところでございます。

以上、学校教育、生涯学習、各分野において、必要な対応ができるような予算編成とさせていただきます。

以上でございます。

◎永井教育長職務代理者 別紙15ページ、4番の創意ある教育活動事業の(3)学力保障推進事業でございます。今の説明から、来年度も力を入れて取り組むということだと思いますが、ここまでのところで、学習支援員の配置、あるいは放課後の補習、それらの成果や課題など、どのように総括されていますか。

○細川学校教育課長 新規事業で、今年度より始めました学力保障事業についてでございます。校長会とも連携をしながら、成果や課題について、意見交換等々を行ってまいりました。

まず、学習支援員の活用につきましては、子どもたちの答え合わせや学習の補助など、学校によっていろいろなのですが、まずはチームティーチングで、直接指導していくこ

とで、子どもの学ぶ意欲が上がったですとか、教材の準備等を行うことで、その分、担任の教諭が子どもたちに向かう時間が増えたというようなプラスの感想もいただいているところがございます。

補習事業につきましては、小学校、中学校、形態は異なるのですが、例えば中学校であれば、学習支援スタッフの方々にお越しいただいて、アプリを使いながらの補習ということになりますが、基礎学力の充実に加えて、子どもたちへのアンケートなどによると、わからないところがわかるようになる喜びを実感したことにより、それが教室での授業にもつながっているという声があり、先生方からは、実際に授業に向かう姿勢が変わってきたという効果が出ているという声がございます。

ただ、中学校補習につきましては、35回程度を想定していたのですが、学校行事等々で、想定回数行えなかったところもありますので、次年度以降の運用については、少し工夫が必要であると考えております。

小学校補習につきましても同様の成果がございます。やはりわかる喜びを通して、そのことが日ごろの授業につながっていった、家庭学習の習慣が身についたというようなプラスの声をいただいています。

小中ともに先生以外のスタッフや民間業者などに補習をお願いしておりますが、先生方もその様子を参観されたり、実際に子どもたちの姿が変わるところを見て、先生方の意識もプラスの意味で、かなり変化をしていったというお話を聞いています。

なお小学校の方は、2教科ということで、小学生には少し時間が長かったので、この点についても工夫が必要であるという課題をいただいているところがございます。

◎永井教育長職務代理者 私も小学校1校、中学校1校、見せていただく機会がありました。

そのときの子どもたちは、大変一生懸命やっていて、これだけ熱心にやれば、相当な効果が出るのではないかと思いました。さらに、来年度はもっと充実となるのでしょうか、具体的な進め方についてお尋ねします。

○細川学校教育課長 学習支援につきましては、増員の方向で考えているところがございます。補習につきましても、今、小中ともに12校で実施しているのですが、20校程度まで拡充していく予定でございます。

具体的な内容につきましては、小学校の2教科は、かなり長い時間となり、子どもたちにも負担がかかってしまったり、お迎えの問題があったりしましたので、教科を1教科で短く時間を設定し、お迎えがなくても高学年と下校ができるように改善を図ったり、1教

科とすることで、今までの12校を20校程度に増やす方向です。

この1教科の考え方についても、校長会と連携しながら検討を進めております。現状では、国語と算数を実施しておりますが、国語については漢字が中心になっており、これは日ごろの授業でも、工夫しながら補えるだろうということと、やはり算数の掛け算を中心とする部分に、かなり個人差があることから、算数に絞って実施したらどうかと考えております。

中学校の方につきましても、予算を増額する中で、希望する学校がその予算の範囲内で実施回数を決めていけるような方法を検討しているところでございます。

◎永井教育長職務代理者 取組を検証しながら、しっかり総括し、次年度へつなげていただきたいと思っております。

以上です。

◎平岩委員 今、教育指導費の中のお話がありましたので、同じような視点からお伺いいたします。

15ページの6国際教育事業、(1)外国人英語指導助手活用事業についてですが、小学校の英語は、今年度来年度と、新学習指導要領の全面实施に向けた移行期間ということで、ALTの増員や英語教育アドバイザーの配置など、対応を図っていただいているのは承知しております。

そこでお伺いしたいのですが、新規で配置した英語教育アドバイザーの成果や来年度のALTの配置状況を教えていただけますか。

○細川学校教育課長 では、まず英語教育アドバイザーを配置したことによる成果でございます。

英語教育アドバイザーにつきましては、市内小学校の教員の英語に対する指導力を向上させることが大きな狙いでした。

この取組につきましては、アドバイザーを単に配置するだけでなく、例えば1時間の授業の流れを想定した授業スタンダードを作成したり、使いやすい教材について、イントラネットの中に格納し、活用したり、またALTと担任の連絡体制が強化されるようなシートを作成するなど、英語教育アドバイザーの活動を補完するような環境も、あわせて整備させていただきました。

学校にももちろん差異はあるのですが、実際は自分たちが英語を学んできたときと違って、コミュニケーションをととても大事にするのが、小学校の英語の授業に最も望まれるこ

とだと理解した小学校の先生方も多く、積極的に英語の授業を1時間実践していく意識がかなり高まったという報告を受けております。

ただ、詳細な検証をしておりませんので、さらに詳しく検証を進め、次年度以降の活動について取り組んでまいりたいと思います。

今年度につきましては、6月に配置されましたが、実際には9月から、各校への配置となりましたので、回数が4、5回程度だったのですが、次年度は当初から各校へ配置できますので、配置される回数が増える予定でございます。

A L Tの方につきましては、今現在、小学校で授業数の50%以上、A L Tが担任とチームティーチングで授業を進めるという体制をとっているところですが、来年度、英語については新学習指導要領の完全実施を1年先行してやっていきますので、現状よりも小学校3・4年生以上で20時間、授業数が増えるのですが、来年度の拡充によりまして、今年度程度の体制を確保できる状況でございます。

あわせて、A L Tを増員する関係で、これまで1人のA L Tが複数校を1日の中でかけ持つという状況も、場合によってはございましたが、そういった状況が解消されていきますので、英語の授業のみならず、休み時間であるとか給食の時間などに、A L Tと児童生徒が積極的にかかわれるような機会も増える予定でございます。

◎平岩委員 わかりました。全面実施が平成32年度で、もうそこまできておりますので、しっかりと対応を進めていただきたいです。

それから、英語教育に関連して、オリンピックパラリンピックについて、お伺いいたします。

相模原市はホストタウンの交流事業も始まっていますし、事前キャンプ地にもなっています。これは子どもたちにとってもいい機会だと思うのですが、学校に関連するもので、来年度何か事業を予定していたら教えてください。

○細川学校教育課長 今現在でもオリパラ教育は、各校にて行っており、例えばオリンピック、パラリンピアン等の講演会ですとか、パラスポーツの体験などを各校にて実施しているところです。今後回数を増やしていくことなどを考えております。また、ホストタウンの交流事業につきましても、全小中学校の児童生徒が参加できるような取組を、今後考えてまいります。

◎平岩委員 先ほどもコミュニケーションという言葉が出ておりましたが、またとないチャンスですので、子どもたちの教育のために、この機会を目いっぱい生かしていただきたい

と思います。

それから、事前キャンプが行われる施設についてですが、平成30年度は、総合水泳場の修繕を行っていますが、来年度の修繕について、予定はありますでしょうか。

○高林スポーツ課長 平成30年度につきましては、直接、事前キャンプに関連する箇所として、グリーンプールの方で、スタート台やダイビングボードの修繕を行いました。平成31年度の予算では、選手に直接影響のある修繕を行う予定はございません。通常の施設利用の、より快適なスポーツ観戦の整備のために、体育施設維持補修を行うものでございまして、これは直接わかりづらいのですが、総合体育館などでは、受変電設備修繕や直流電源装置修繕等、しっかりと修繕をしていく予定でございます。

以上です。

◎平岩委員 ぜひ受入体制をしっかりと整えてください。お願いいたします。

◎大山委員 私からは、別紙の19ページ、7就学指導、相談事業(1)支援教育指導事業についてですが、現場で支援の必要なお子さんに対しては、理解や的確な対応が求められますが、今回、支援教育指導員を増員することで、どのような効果を望んでおられますか。

○小泉青少年相談センター所長 まず、支援教育指導員につきまして、学校の巡回相談を通して、心理的、専門的な立場から、児童生徒への支援や校内支援体制の充実に向けた助言、提案を行っております。

支援教育指導員を増員することによりまして、市内小中学校を巡回し、教育的支援を必要とする児童生徒の観察を行い、指導内容や方法、個別の指導計画の作成や、校内支援体制づくりの助言などを行う機会が増加いたします。このことによりまして、より一層教育的支援が必要な児童生徒に対する支援や、校内支援体制の充実を図ってまいります。

また、重点的に支援が必要な学校もございますので、現在回数に制限がございしますが、回数にかかわらず積極的に支援体制を組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎大山委員 もう1つ、別紙15ページ、7の特別支援教育事業について、新たに医療的ケアが始まるわけですが、この事業は、支援を必要とするお子さんが地元の学校で学べるという、今、日本全国で行われている、また行われようとしている事業です。

看護師の配置等、具体的にはどのような形で行われるのか。また、学内での安全、リスク管理、簡単に教えてください。

○細川学校教育課長 医療的ケアにかかわる看護師の配置につきましては、常時ケアが必要

な児童生徒もいらっしゃれば、決められた時間のみのケアが必要な児童生徒もおり、一人ひとり状況が異なってまいりますので、非常勤看護師の雇用、または訪問看護ステーションへの委託などで配置をしていきたいと考えております。

また、安全に医療的ケアが行われる支援体制としまして、まず各学校の中では、校内医療的ケア検討委員会を置いていただき、委員会内にも、医療的ケア運営委員会を置き、安全に行われるように努めてまいりたいと考えております。

◎**大山委員** 新しい事業ですから、段階的に事業を進めていくということが大事であって、あとは、安全管理に関して、常に検証をし、一步一步前に進んでいくことだと思います。よろしく申し上げます。

◎**岩田委員** 私は先月の教育委員会の定例会でも審議した、部活動指導員の職について、別紙15ページの10のところに書いてありますが、関係資料でいうと4ページに、モデル配置として6人配置するとありますが、具体的にその6人をどのように配置するのか。また、将来的にそれをどう展開していくのでしょうか。

○**細川学校教育課長** 部活動指導員6人の配置の考え方についてでございますが、基本的には各区2校ずつを予定しております。

ただ導入校については、部活動の顧問が不足しているとか、専門的な指導ができる顧問がない等々の、各学校の事情もございますので、そういったことを考慮しながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

将来的な考え方についてでございますが、部活動指導員につきましては、これまでの技術指導者にかわりまして、大会等への引率もできるというところで教員の負担減や子どもたちの部活動の充実につながりますので、来年度、いろいろな課題等々を整理する中で、将来的には拡充をしていきたいと思っております。

◎**岩田委員** これも別紙でいうと、13ページ、9に臨時的任用職員等経費とあり、関係資料では1ページにその説明が書いてありますが、スクール・サポート・スタッフを、12名から60名に、かなり大幅に拡充するのですが、その具体的な効果はどうかということと、これについても来年度の配置予定と、今後、将来的な見通しもあわせて教えてください。

○**農上教職員人事課長** スクール・サポート・スタッフの配置についてでございます。今年度は児童生徒数800人以上の学校、12校に配置をいたしまして、学習プリントやおたより等の印刷業務、授業準備や片づけの補助、また掲示物の作成ですとか掲示作業、そう

いった学校の要望に応じて様々な事務処理を行っていただきました。

そのことにより、配置した学校におきましては、そういったスタッフがやっただけ分、教員は休み時間や放課後等に、子どもとかかわる時間や授業準備などに専念することができるようになりました。配置校の副校長先生にアンケートをとった結果等においても、学校での事務的な業務負担が少し減ったという回答をいただいているところでございます。

来年度は60校に配置いたしますが、今年度は12校、大規模校において一定の成果が得られたという結果から、来年度は600人以上の児童生徒数の学校に、配置をさせていただきます。

あわせて、中規模校や小規模校においても、配置することによって効果が期待できる幾つかの学校で、まずは実施をさせていただきますして、その効果検証を行い、より充実を図っていければと考えております。

以上でございます。

◎岩田委員 今後の将来的な見通しはいかがですか。

○農上教職員人事課長 このスクール・サポート・スタッフの配置については、教員の長時間勤務の改善が図られるとともに、教員が児童生徒に向き合う時間、授業準備に集中できる時間が増大すると考えておりますし、また、教員にとって働きやすい職場であるとアピールすることで、本市にとっても優秀な人材を集めることができるとも考えておりますので、今後の見通しとしましては、より拡充していければと思っておりますが、まずは来年度、60校でしっかりと取組を行ってまいります。

以上でございます。

◎岩田委員 働き方改革については、先の総合教育会議でも、みんなで議論したところなので、スクール・サポート・スタッフも含めつつ、働き方改革全体に取り組んでいただきたいと思えます。

◎野村教育長 今、質問いただいたスクール・サポート・スタッフと部活動指導員については、国も来年度予算で大幅な増額を考えておられるようです。部活動指導員だとほぼ倍増です。

それから、スクール・サポート・スタッフも2割ぐらいの人員増ということで、国も働き方改革の目玉の1つとして考えているようですので、相模原市もこれをうまく活用していきたいと考えています。

◎永井（廣）委員 学校関連予算についてお聞きしたいのですが、これは保護者にとっても関心のあるところだと思います。別紙20ページから25ページにあるのですが、再配当予算も含め、備品購入費など、学校運営に直接関連する予算については、平成30年度と比較して、どのような状態になっているのでしょうか。

○八木学務課長 備品購入費につきましては、学校運営に直接かかわる予算として、平成30年度と比較して充実を図りました。具体的に申し上げますと、グランドピアノの購入台数を、小学校において1台から2台に、中学校におきまして1台から4台に増やしております。

また、国庫補助制度を活用して理科教材を購入する予算につきまして、これは1校当たり35万円ですが、小学校につきまして5校分から10校分に増やしております。それから、図書購入に係る費用につきましても、小中合わせまして約380万円の増額、それから机、椅子等の管理用備品につきましても、約300万円の増額となっております。それから、消耗品の購入や教材備品の購入にかかわる学校再配当予算、これにつきましても、小中学校合わせまして約430万円の増額となっているところでございます。

以上でございます。

◎永井（廣）委員 拡充が図られたということで、よかったですと思います。

もう1つお聞きしたいのが、空調設備の整備の件なのですが、小学校への空調設備の設置について、なるべく早くということかと思いますが、具体的にどのようなスケジュールで今整備が進んでいるのでしょうか。

また、昨年、本当に暑い日が続き大変だったかと思うのですが、来年もし猛暑だったと想定した場合に、その時点でまだ未設置の学校については、整備されるまでの間、暑さ対策について何か実施される予定はあるのでしょうか。

○小杉学校施設課長 小学校の空調設備の設置についてです。

まずスケジュールにつきましては、今年度の末までに工事発注を行いまして、春休みですとか、あと連休を活用して工事を進めていただきます。

学習環境に影響のない範囲で、平日、つまり放課後ですとか、あと、授業として使われていない教室についても、工事を積極的に実施し、工期の短縮に努めていきたいと考えています。こうした工夫によりまして、2学期開始前までには、全校の設置が終了するように取り組んでいきたいと考えております。

工事中、夏に差しかかりますので、暑い教室につきましては、学校と調整をしながら、

空調が既に設置されている学校から扇風機を外して、空調設備がついていない学校に増設するというような作業を、昨年から行っております。

あと、工事中においても、その工事の中でスポットクーラーを設置して、暑さ対策を図っていけるのではないかとということで、工事の中でそういった対応をすることも考えております。

授業に集中できるように、学習環境については、より早く対応していきたいと考えています。

以上です。

◎永井（廣）委員 扇風機などが移設されるということは、本当にありがたいと思います。

なるべく早い整備をお願いするとともに、やはり学校の環境改善が図られることは、本当に子どもたちが授業に集中して落ちついて勉強ができるようになるということもあると思いますし、先生方の労働環境の改善も図られることになるかと思っておりますので、引き続き整備をよろしく申し上げます。

◎岩田委員 私も個人的に大変関心を持っている給付型奨学金について、別紙13ページの14と、関係資料では1ページに書いてあるのですが、平成30年度が初年度ということで、その状況を教えてください。

○八木学務課長 平成30年度のご状況ですが、申請をいただきました数につきましては、高等学校入学前の申請分と入学後の申請分を合わせまして、436名の方から申請をいただきました。このうち、奨学生として決定した方につきましては、288名となっております。

以上でございます。

◎岩田委員 では続けて、平成31年度の入学予定者の申請状況と、平成30年度の実施結果を踏まえて工夫した点などがあれば、それもあわせて教えてください。

○八木学務課長 平成31年度入学予定者の申請状況につきましては、1月18日までの申請受付分で477名となっております。決定者数につきましては350人を上回るものと見込んでおります。

また、今年の実施結果を踏まえ工夫した点でございますが、制度の周知について、初年度は中学校等を通じて募集要項や申請書の配布を行いました。平成31年度の募集につきましては、申請漏れを防ぐために、初年度に加えまして、対象と思われる世帯へ、11月に募集要項や申請書を直接郵送させていただきました。

また、申請者全員に提出を求めておりました税金に係る証明につきまして、市で税情報が確認できる方につきましては、原則添付を不要といたしました。

以上でございます。

◎**岩田委員** そのアウトリーチ型の情報提供であるとか、あと、手続が難しいところを簡素にしていくことで、本当に必要な人に、制度がきちんと届いていくよう考えられているところが多く評価できると思います。今後もこの充実をお願いします。

◎**平岩委員** 図書館についてお伺いします。

別紙31ページ、5図書館システム経費についてですが、私は常々、本を読むことはとても大事で、子どもの教育にとっても重要だとお話をするのですが、それを進める上で、使いやすくなるということは、とても重要だと思います。

図書館システムを更新して利便性が向上するということでしたが、具体的に教えていただけますか。

○**岡本図書館長** 図書館システムを更新することによる利便性の向上でございますが、最新のソフトウェア及び機器に更新することで、セキュリティが強化されるほか、ホームページの刷新といたしまして、これまでより操作もわかりやすい、人にやさしいつくりになるとともに、提供できる情報量が飛躍的に増えることとなります。

これまでに借りた本の履歴が見られる、また、本の表紙の画像を表示することができる、またウェブアクセシビリティの向上といたしまして、高齢の方や視覚に障害をお持ちの方、こういった方に文字や画像、こういったものが拡大できる、色の反転ができる、このほか資料検索も予測機能や高速化を備え、様々な機能を追加することで、利用者の利便性を図ることができるものと考えております。

また、貸出し券がなくても、Suicaなどの交通系のICカードやスマートフォンによる貸出しも可能となったり、このほか将来に向けたICカードの導入にも対応したシステムとなっているところでございます。

利便性向上とともに、多くの市民の方の利用促進につながるよう、運用を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎**平岩委員** 利便性向上とともに、高齢者も含めまして、どういうふうに使えるのかというところも、しっかりと伝えることを忘れずに、知識の拠点として、図書館はとても重要な施設だと思いますので、しっかりと進めてください。お願いいたします。

◎永井教育長職務代理者 多岐にわたって質問させていただいたのですが、私の感想を述べさせていただきます。

とてもよい、来年度の予算編成ができたのではないのでしょうか。メリハリが効いているし、総合的なバランスもいいかと思っています。本年度、昨年11月には総合教育会議において、学力保障、それから子どもの貧困対策、学校現場における働き方改革、一つひとつとても大きな議題なのですが、これらについて市長と直接意見交換をする機会がありました。議論を通じて共通認識を得ることもできたと思っています。こうしたプロセスが、今考えるととても大事であったと思っています。

特に今回、説明もありましたが、医療的ケアの開始、それから学習支援員やALTの増員、これらの従来の取組についても、充実が図られたということ、それから、今話題の働き方改革、このための予算もちゃんと取られています。

学校は1年単位、市役所もそうですが、4月から3月のサイクルで動いていて、特に現場では、成果や結果というのは見失いがちになるのですが、やはり予算に対してこういう効果があったとか、こういう反省点があるというのは、基本的に大事なことです。学校現場と一体となって好ましい結果が出るように、引き続き頑張りたいと思っています。

以上です。

◎大山委員 もう本当に素朴な質問なのですが、予算の説明を毎年受けていると、ときどき疑問になるのですが、ここに書いてある職員の給与ということで、あと6ページに国庫の支出金という形で、これが総務室長の話ですと、国から出る教職員に対する給与の国庫負担だと説明されておりました。

この13ページに出ています職員の人件費の中で、職員給与費というのは、県から移譲されて教職員の新たな給与体系というのが条例で定められたと。それから、従来からある市の職員の給与体系は、条例で定められているということで、ここにある職員というのはいわゆる教職員の給与体系に基づいての職員給与費と理解してよろしいのでしょうか。

もう1つは、職員の給与費はこの予算の中でわかったのですが、例えば退職金という予算は、この辺に盛り込まれているのでしょうか。

◎杉野教育総務室長 では、予算の説明の13ページ、今、委員がおっしゃいました、目10事務局費の中、説明欄1の職員給与費でございますが、こちらは今まで教育委員会事務局の職員の給与及び先ほど総務費から移ってきたと説明いたしました退職金がこの45

億円の中に含まれているということでございます。

教員の給与のお話になりますと、これは20ページ、21ページの見開きの項10小学校費、目5学校管理費の説明欄1、ここがございます職員給与費162億8,800万円が、こちらが小学校にかかわる職員の給与となります。同じように22ページ下段、目5学校管理費にあります96億円が中学校の教員の給与となっております。

ですので、こういった費目で教員の給与を計上し、国庫負担金に関しましては、給与等々にそれぞれ充当されている形になります。

以上でございます。

◎大山委員 少し疑問が解けたような気がします。

◎野村教育長 それぞれ費目が別のところで計上しております。

◎平岩委員 先日、父親の虐待によりましてお子さんが命を落とすという事件がありました。

本市では、青少年相談センターなどで、きちっと体制はできているのは十分わかるのですが、自分のいじめのことや虐待のことを打ち明けるといのは、本当に大きな勇気をもって、子どもが決心をして打ち明けたのだと思います。

より一層支援体制を整えるとともに、ぜひそういう相談を受けたときには、聞いた方が心を動かして対応をとっていただくように、改めてここで一言お願いしておきたいと思います。

◎野村教育長 ただいまいただいたお話については、委員会においても、重い事例だと受けとめています。今回の事例を学校関係者、当然、青少年相談センターも含めて、より子どもに寄り添った支援をするための1つの事例として、浸透させていこうと話しているところであります。

ほかにはいかがでしょうか。予算全般について、よろしいでしょうか。

先ほど職務代理者からも全体の総括として、まとめたご意見をいただきましたが、平成30年度に続いて平成31年度の予算編成も、やはり成育環境にかかわりなく、全ての子どもたちへ手厚い支援をしていこうということが一点目です。それから、働き方改革というのが二点目、この辺が主たる大きな事業として掲げています。

一方で、限られた財源の中で、非常に厳しい状況になっているのが、例えばスポーツ施設の修繕の問題や学校施設の長寿命化など、今後多大な予算が伴うものが出てまいりますので、こうした事業についての財源確保については、引き続きいろいろな検討をしていかなければいけない課題と捉えております。また皆様からも、いろいろなお知恵をいただきました

いと思っています。

では、この件についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎野村教育長 それでは、議案第5号、平成31年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎野村教育長 ご異議ございませんので、議案第5号は可決されました。

ここで休憩をいたします。スタートは3時20分とさせていただきます。

(休憩・15:08～15:20)

□地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整備に関する条例について

◎野村教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程3、議案第6号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

○杉野教育総務室長 議案第6号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う関係条例の整備、その他所要の改正をするにあたり、教育委員会に係る事項につきまして市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案第6号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、従来の非常勤一般職の新たな仕組みである、会計年度任用職員制度が導入されることなどから、給与や手当などに関することについて、関係条例の整備を行うものでございます。

1の改正内容の(1)相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正につきましては、アの常勤の会計年度任用職員には、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び勤勉手当を除き、常勤職員と同様の給料及び手当を支給することなどの改正を行うものでございます。

(2)相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、アの常勤の会計年度任用職員として任用される学校職員にも、常勤職員と同様の給料及び手当を支給す

るなどの改正を行うものでございます。

おめぐりいただきまして、(3) 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、イの常勤の会計年度職員の休暇については、人事委員会規則で定めることなどの改正を行うものでございます。

(4) 相模原市職員定数条例の一部改正につきましては、臨時の職に任用された職員については、定数外とすることができるものとする改正を行うものでございます。

(5) 相模原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、減給の効果に係る規定を整備する改正を行うものでございます。

(6) 相模原市一般職の職員の分限に関する条例の一部改正につきましては、休職に係る規定を整備するものでございます。

(7) 相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正につきましては、勤務時間が常勤職員と比べて短い会計年度任用職員は、退職手当の支給対象とならないことなどの改正を行うものでございます。

(8) 相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児休業からの職務復帰後における号給の調整等を行わないようにするものでございます。

次ページ、(9) 相模原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、常勤の会計年度任用職員が人事行政の運営等の状況の公表の対象となることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

(10) 相模原市公文書管理条例の一部改正につきましては、公文書の区分に係る規定を整備するものでございます。

(11) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正につきましては、常勤代替教諭等が臨時的任用職員として、給与に係る規定の適用がされるようになることから、常勤代替教諭等に係る規定を削除する改正を行うものでございます。

本条例の施行期日でございますが、平成32年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎野村教育長 ただいま説明が終わりました。質疑等があれば、お願いいたします。

◎岩田委員 常勤の会計年度任用職員というのは1週間当たりの勤務時間は常勤職員と同じだけど、1会計年度を越えない範囲内で任用されるというのが、具体的にどんな仕事なのか教えていただけますか。

○磯見教育総務室担当課長 今、委員さんの方からご質問がございました、会計年度のフルタイムにつきましては、ほぼ正規と同じような形にはなるのですが、現在、本市では任用することは考えておりません。

以上でございます。

◎野村教育長 実際に今、適用される職種が、市としてはないという説明ですね。

条例の数も大変多く出ているのですが、あえて取り出すと、先ほど1番目の一般職の給与に関する条例の一部改正のこの短時間の会計年度任用職員、この職員については、市の中でも幾つかの職があり、かなりいらっしゃいます。こういった方たちの報酬の改定がありますので、補足する説明があればお願いします。

○磯見教育総務室担当課長 現在、この会計年度任用職員の導入に伴いまして、非常勤特別職、非常勤一般職の職の見直しをしております。

ほとんどの職につきましては、今、会計年度任用職員の短時間勤務職員に位置付けられる状況です。

何故かと言いますと、今まで非常勤特別職として採用していた職が幾つかございますが、国の今回の法改正によりまして、非常勤特別職の要件の厳格化が定められまして、非常勤特別職につきましては、専門的な知識経験等に基づく助言ですとか、あと、医師の職などに厳格化されておりまして、それ以外の非常勤特別職につきましては、基本的に会計年度任用職員の短時間勤務職員に移行する予定でございます。

以上でございます。

◎野村教育長 そうすると、期末手当などが今度は支給されることになり、大きく変わりますよね。

○磯見教育総務室担当課長 そうです。

◎大山委員 理解が難しいのですが、今現実に教職員でもって非常勤で、教員採用には採用されなかったけど非常勤でほとんど教職員と同じように勤務されている方の位置付けというのはどういうものか。このものとどう違うのかちょっとお教えいただきたいのですが。

○農上教職員人事課長 教職員についても、現在、非常勤講師等で働いている方については、この制度移行と同時に会計年度任用職員と同様の扱いでございます。

◎大山委員 そうしますと、一般職も、それから教職員も含めて、この制度の変更に伴って、待遇等が変更される可能性は大きいということですか。

○農上教職員人事課長 教職員の会計年度任用職員の処遇等については、平成32年度に向

けて調整中のございまして、詳細が決まっているわけではないのですが、市長部局と連携を図りながら、現在の非常勤講師の適切な待遇について検討させていただいております。

◎野村教育長 ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎野村教育長 質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第6号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎野村教育長 ご異議ございませんので、議案第6号は可決されました。

□相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の 一部を改正する条例について

◎野村教育長 次に日程4、議案第7号、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

○杉野教育総務室長 それでは、議案第7号、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による、地方公務員法の改正を踏まえた非常勤の特別職の見直しに伴い、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に係る規定の改正、行政不服審査員等の報酬の額等に係る規定の削除、一般職となる職の服務等に係る規定の削除、その他所要の改定をするにあたり、教育委員会にかかわる事項につきまして、市長から意見を求められたため、これに同意をいたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案第7号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1、改正の内容(1)相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、非常勤の特別職の見直しに伴う報酬及び費用弁償に係る規定の改正を行うものでございます。

アでございますが、非常勤の特別職職員の報酬の額の基準について、時間で定める場合を設けないこととし、臨時又は緊急に勤務を要した場合等の、報酬額への加算を行わないこととするものでございます。

イでございますが、非常勤の特別職職員を休暇等の取得対象としないこととするに伴い、報酬の減額に係る規定を整備するものでございます。

ウでございますが、非常勤の特別職職員としない行政不服審理員、公文書館長、社会教育法の規定による公民館長等の報酬の額に係る規定を削除するものでございます。

なお、現公民館長につきましては、今後この法律が施行されるまでの間に、教育委員会規則による非常勤特別職として、設置することを検討しているところでございます。

(2) 相模原市子どもの権利条例の一部改正及び(3) 相模原市行政不服審査法施行条例の一部改正につきましては、それぞれ会計年度任用の職への移行に伴い、地方公務員法の規定が適用されることとなる規定を削除するものでございます。

施行期日でございますが、平成32年4月1日とし、1の(1)イのうち公文書館長に係る規定につきましては、平成31年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎野村教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見があればお願いをいたします。

具体的に、教育委員会の中でこの改正に該当する職としては、何が挙げられますか。皆さん、その辺を説明してほしいのではないのでしょうか。

○遠山生涯学習課長 主なものといたしまして、今、非常勤特別職であります公民館長がこれに当たります。公民館長につきましては、社会教育法の中の規定で、公民館の行う各種事業の企画の実施、その他必要な事務を行い、所属職員を監督するという法定の職でございます。相模原市の場合は、非常勤特別職として、公民館長を位置付けている状況でございます。

それが地方公務員法等の改正によりまして、非常勤特別職がいわゆるその事業の実施ですとか、あるいは所属職員の監督をするということができなくなり、助言などに特別職の職務が限定されることとなります。

そういったことから、今年度、公民館長や公民館の館長代理などを構成員といたします公民館のあり方検討会を設置いたしまして、この協議を重ねてきているところでございます。その中で、今32公民館に31人の公民館長がいるわけですが、この公民館長が、地域の中で必要な職だということが、調べれば調べるほどわかってまいりまして、地域の中で一番多い方ですと、24の職を兼ねている、そういう館長がいらっしゃいます。一例を挙げますと、例えばまちづくり会議の委員ですとか、地域ケア会議の地域づくり部会です

とか、あるいは、今年、民生委員の改選を迎えますが、民生委員推薦協力会ですとか、言ってみれば公民館を一步離れたような、地域の様々な要職についているということがわかってまいりまして、引き続きこの公民館長は非常勤特別職として残すべきであるだろうと検討しております。

ただ、今回の法律改正がございますので、社会教育法に規定する公民館長とは少し外れてしまいますが、引き続き教育委員会への助言であるとか、あるいは地域の活動を担うという形で、公民館長は引き続き非常勤特別職として残っていただこうと考えています。

しかしながら、法定の職ではなくなりますので、ここでは条例から一旦削除させていただき、教育委員会規則の方に改めて位置付けるということで、検討を進めている状況でございます。

以上でございます。

○杉野教育総務室長 どのような職があるのかということで、ご説明させていただきます。

まず、非常勤特別職で、今回の制度で廃止となる、教育委員会にかかわる職につきましては、まず市史編さんの特別顧問、津久井町史の専門調査員、博物館資料調査員、この3種が廃止になります。

また、嘱託の教員OBが再任用に、公民館活動推進員が任期付に変わります。

多くは会計年度任用職員となるもので16種類ございます。市史編さん調査員、支援教育支援員、支援教育指導員、就学相談員、スクールソーシャルワーカー、青少年街頭指導員ですとか青少年教育カウンセラー、相談指導教室支援員、図書館利用相談員、田名向原遺跡の学習指導員等々、会計年度任用職員に移行する、このような状況でございます。

以上でございます。

◎永井（廣）委員 改正されることによって、それぞれの職を引き受けていらっしゃる方が、例えばお給料が下がるといった不利益を受けることはないのでしょうか。

○杉野教育総務室長 不利益になるということは、今のところございません。

以上でございます。

◎野村教育長 よろしいでしょうか。何かございますか。

（「なし」の声あり）

◎野村教育長 では、他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第7号、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎野村教育長 ご異議ございませんので、議案第7号は可決されました。

□相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◎野村教育長 次に日程5、議案第8号、相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

○奥村学校教育部長 議案第8号、相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに、提案理由でございますが、本件は、国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直し及び本市における部活動運営の適正化並びに他の地方公共団体の状況を踏まえ、教育職員の特殊勤務手当に係る規定を改正することについて、相模原市長から意見を求められたため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案とは別にお配りいたしました、議案第8号参考資料をご覧くださいと存じます。

今回の条例改正に至る経過等について、ご説明申し上げます。

教育職員の特殊勤務手当の改正に係る経過等についてでございますが、1の(1)平成29年4月3日付け国の通知において、国は部活動指導業務手当については、メリハリのある給与体系の推進や部活動指導に対する教員の負担の実態等を考慮し、休養日の設定など部活動運営の適正化に向けた取組を進めることを前提として、平成30年1月より、土日の部活動指導業務にかかる義務教育費国庫負担金の最高限度額の引上げを行いました。

あわせて部活動指導業務手当との均衡を考慮し、修学旅行等引率業務手当及び対外運動競技等引率指導業務についても、国庫負担金の最高限度額の引上げを行ったところでございます。

(2)の部活動運営の適正化につきましては、本市におきましても平成31年1月に相模原市立中学校部活動指針の改訂を行うとともに、平成31年4月から、部活動指導員の導入により、適切な休養日の設定や部活動指導を担う教員の負担軽減など、部活動運営の適正化に向けた取組を進めているところでございます。

また、2の他団体の状況についてでございますが、本市を除く多くの政令指定都市では

国の通知を受けて条例改正等を行うなど、部活動指導業務に係る特殊勤務手当の対応を既に行っております。その他、近隣市町村につきましては、これまでのところ神奈川県において制度改正が行われていないことから、現行制度のままと推察しているところでございます。

恐れ入りますが、議案第8号にお戻りいただきたいと存じます。議案を1枚おめくりいただき、議案第8号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

相模原市学校職員の給与に関する条例の改正の概要についてでございます。

1の(1)支給対象業務に係る規定の改正についてでございますが、対外運動競技等で教育委員会規則で定めるものにおいて、児童又は生徒を引率して行う指導業務については、校長及び副校長を除く教育職員に支給する特殊勤務手当の支給対象業務として規定するものでございます。

1の(2)支給上限額に係る規定の改正についてでございますが、アの対外運動競技等指導業務に係る特殊勤務手当の支給上限額を5,100円とするものでございます。

イの学校が計画し、及び実施する修学旅行、林間学校、臨海学校等で教育委員会規則で定めるものにおいて、児童又は生徒を引率して行う指導業務に係る特殊勤務手当の支給上限額を4,250円から5,100円にするものでございます。

2の施行期日につきましては、平成31年4月1日とするものでございます。

なお、今回の改正による部活動指導業務手当などの特殊勤務手当に係る支給額をはじめとした具体的な支給要件につきましては、教育委員会規則で定めるものでございまして、本条例が市議会3月定例会議において議決いただいた後、改めて教育委員会に規則改正を提案する予定でございます。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎野村教育長 説明が終わりました。質問、ご意見があればお願いいたします。

◎岩田委員 議案第8号参考資料の3改正内容等(1)のところは4,250円を5,100円に改正するという説明だったのでわかったのですが、裏側の(2)の表について教えてください。

◎佐野教職員給与厚生課長 今回、ご提案させていただいたものにつきましては、まず条例で定めるものが(1)の手当の限度額を定めるということでございまして、今、委員がおっしゃいました(2)につきましては、今回提案をさせていただいた、例えば修学旅行等

引率指導業務で言えば、5,100円を限度額といたしまして、今後、教育委員会として5,100円を上限に具体的な支給額を定めるということでございます。現状は、4,250円が限度額のところを4,000円の支給となっておりますので、今度5,100円に上限額の引上げが可決されましたら、20%アップの4,800円を予定しているところでございます。

そのため、この(2)はこれからまた改めて、今後、教育委員会の規則改正を提案させていただくことを考えているところでございます。

◎**大山委員** 今のご質問と関連するのですが、先ほど教育長のお話の中で、文部科学省でこれに関する予算を増額するというところで、国庫負担金が引き上げられるということなのですが、例えば上限などについて、政令市との比較、それから神奈川県内ではまだ動いていないというような報告がありました。その辺の事情をお教えてください。

○**佐野教職員給与厚生課長** まず、他市の状況、政令指定都市の状況でございますが、多くの指定都市が、例えばこの修学旅行につきましては5,100円を上限額として条例改正、あるいは規則改正等を行っている状況でございます。神奈川県につきましては、現在のところ、例えば修学旅行について言えば、まだ4,250円のままでございまして、4,000円が具体的な支給額でございますが、今現在、神奈川県は4,250円の引上げの条例改正を行っていないということでございますので、まだ4,000円のままではないかと承知しているところでございます。

◎**大山委員** わかりました。

◎**野村教育長** ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎**野村教育長** では、他に質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第8号、相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**野村教育長** ご異議ございませんので、議案第8号は可決されました。

□教育財産の公用廃止について

◎**野村教育長** 次に日程6、議案第9号、教育財産の公用廃止についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

○長谷川生涯学習部長 議案第9号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、麻溝公民館の移転整備により、現在の麻溝公民館の敷地及び建物について公用を廃止いたしたく、提案するものでございます。

公用廃止をする現在の麻溝公民館について、ご説明申し上げます。

位置は相模原市南区当麻1, 324番地2、敷地面積は1, 654. 90㎡、構造は鉄筋コンクリート造2階建、延べ床面積は、同じ建物に設置している麻溝まちづくりセンターとの共用部分を含めまして886. 47㎡でございます。

公用廃止日は、移転後の新しい公民館の供用を開始する平成31年2月12日でございます。

1枚おめくりいただき、議案第9号関係資料1、案内図をご覧いただきたいと存じます。

現在の麻溝公民館と移転後の麻溝公民館の位置関係は、図のとおりでございます。

裏面の関係資料2をご覧いただきたいと存じます。

現在の麻溝公民館配置図はご覧のとおりでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎野村教育長 ただいまの件について、質疑ございますか。

昨日、教育委員の皆さんにも新しい公民館を見に行っていたいております。今回は、古い施設の方の公用廃止ということです。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

◎野村教育長 では、これより採決を行います。

議案第9号、教育財産の公用廃止についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎野村教育長 ご異議ございませんので、議案第9号は可決されました。

□平成31年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付に係る諮問について

◎野村教育長 次に日程7、議案第10号、平成31年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付に係る諮問についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

○長谷川生涯学習部長 議案第10号、平成31年度相模原市社会教育関係団体への補助金

の交付に係る諮問について、ご説明申し上げます。

本議案は、社会教育法第13条の規定により、地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付する場合には、あらかじめ教育委員会が社会教育委員会議の意見を聴くこととなっているため、提案するものでございます。

平成31年度の補助金の交付対象は、議案にありますとおり3団体でございます。相模原市立小中学校PTA連絡協議会への補助金は12万円、相模原市地域婦人団体連絡協議会への補助金は7万円、相模原市女性学習グループ連絡協議会への補助金は2万円でございます。3団体ともに、補助金の額は昨年度と同額でございます。

各団体の概要及び補助対象事業につきまして、議案第10号関係資料に基づきましてご説明いたします。

はじめに、相模原市立小中学校PTA連絡協議会でございますが、相模原市立小中学校ごとの単位PTAとの連携により、その自主的な活動を推進し、児童生徒の健全な成長を図るとともに、共通の課題の解決にあたることを目的とする団体でございます。補助対象事業は、広報、市P連さがみはらの発行及びホームページの運用でございます。

次に、相模原市地域婦人団体連絡協議会でございますが、単位婦人会相互の連絡調整を図り、その自主的活動を助長する団体でございます。補助対象事業は、広報、相婦連の発行及び環境問題、健康増進、家庭教育等の啓発活動でございます。

次に、相模原市女性学習グループ連絡協議会でございますが、女性学習グループの学習活動とグループ活動の充実、発展をめざし、グループ相互の連絡調整を図るとともに、相模原市の豊かな社会教育の実現をめざす団体でございます。補助対象事業は、会報、連協ニュースの発行及び資料収集・資料集の発行でございます。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎野村教育長 質疑があればお願いいたします。

昨年度と同じ団体へ、同じ金額の補助金を交付する内容であります。特にございませんか。

(「はい」の声あり)

◎野村教育長 では、特に質疑がございませんので、採決を行います。

議案第10号、平成31年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付に係る諮問についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎野村教育長 ご異議ございませんので、議案第10号は可決されました

□平成31年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について

◎野村教育長 次に日程8、議案第11号、平成31年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

○長谷川生涯学習部長 議案第11号、平成31年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について、ご説明申し上げます。

本議案は、スポーツ基本法第35条の規定により、社会教育関係団体であるスポーツ団体に対し補助金を交付する場合には、あらかじめスポーツ推進審議会の意見を聴くこととなっているため、提案するものでございます。

平成31年度の補助金交付対象は、議案にありますとおり7団体でございます。

表の一番上の公益財団法人相模原市体育協会への補助金につきましては、管理費補助を見直したことにより、本年度より500万円減額の6,762万2,000円でございます。

その下の相模原市スポーツ推進委員連絡協議会への補助金は、スポーツ実技を伴う講習会に参加する委員の保険料を新たに計上したことにより、本年度より1万円増額の13万5,000円でございます。

その下、城山体育振興協議会への補助金につきましては、本年度の実績をベースに精査を行い、本年度より10万円減額の119万4,000円でございます。

その他の4団体への補助金は、昨年度と同額で、補助金額は一覧表に記載のとおりでございます。

各団体の概要及び補助対象事業につきまして、2枚目の議案第11号関係資料に基づきまして、ご説明いたします。

公益財団法人相模原市体育協会は、相模原市民のスポーツ活動を振興し、もって心身ともに健康で明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする団体でございます。補助対象事業は、加盟団体や競技会等への助成、並びに職員人件費や事務室の賃借料等への補助などでございます。

次に、相模原市スポーツ推進委員連絡協議会は、スポーツ推進委員が連絡協調を密にし、

職務遂行に必要な研修と相互の親睦を図り、スポーツの振興に寄与することを目的とする団体でございます。補助対象事業は、各種実技講習会、研修会の開催、広報誌の発行などでございます。

次に、城山体育振興協議会は、地域代表及び関係団体等の相互の連絡調整を図るとともに、住民の体力向上と生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする団体でございます。補助対象事業は、コミュニティグラウンドゴルフ大会の開催、自治会体育活動への助成などでございます。

次に、津久井地区体育振興会連絡協議会は、スポーツレクリエーションの振興を図り、津久井地区内市民の健康で明るい豊かな生活の形成に寄与することを目的とする団体でございます。補助対象事業は、ファミリーバドミントン講習会の開催、地区内の体育振興会への助成などでございます。

次に、相模原市相模湖社会体育振興会連絡協議会は、相模湖地区内のスポーツレクリエーションの振興を図り、健康で明るく豊かな生活の形成に寄与し定着させることを目的とする団体でございます。補助対象事業は、合同ソフトバレーボール大会の開催、地区内の社会体育振興会への助成などでございます。

次に、藤野地区スポーツ振興会連絡協議会は、藤野地区のスポーツ振興会相互の連絡調整を図るとともに、スポーツレクリエーション事業を共同で実施し、もって市民の健康で明るい豊かな生活の形成に寄与することを目的とする団体でございます。補助対象事業は、マレットゴルフ大会の開催、地区内のスポーツ振興会への助成などでございます。

最後に、特定非営利活動法人神奈川県ボート協会は、神奈川県を拠点としてボート競技の普及及び競技水準の向上により、この競技の振興を図るとともに、ボート人口の増大を図り、あわせて県民の健康維持や生涯スポーツの発展に寄与することを目的とする団体でございます。補助対象事業は、相模湖レガッタの開催でございます。

以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎野村教育長 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

◎岩田委員 この補助金の対象は、現在7団体ですが、例えば10団体とか倍になっていっても、必要があって、手続きを経れば、補助を行うのでしょうか。どういう考え方なのか教えていただけますか。

○高林スポーツ課長 必要があれば、それぞれの事業に対して補助をするというものでござ

います。

以上でございます。

◎**岩田委員** そうだとしたら、地域名が書いてある団体は、その地域のスポーツの振興のためだとわかるのですが、例えば相模原市全体で見た時に、地域のばらつきはあるのでしょうか。

あと、補助金を出している事業に、実際、参加する人は、どれぐらいの利用料を払って参加しているのでしょうか。それとも無料で参加できるのでしょうか。

◎**高林スポーツ課長** そもそもの経緯といたしましては、旧市域につきましては公民館単位で体育部等がございまして、そこで事業を行っております。

津久井地域につきましては、合併以前より旧津久井4町において、大字単位、中学校ぐらいの単位で体育振興会を設置して、地域ごとに市民の体育振興を図っておりまして、各振興会が実施する事業に対して行政から補助を行ってまいりました。エリアの広い津久井地域につきましては、公民館単位で体育振興を図る旧市域のやり方を当てはめることは難しく、広過ぎるというところもありまして、合併を契機に旧町単位で設立された体育振興連絡協議会を通じて補助を行っているものでございます。

旧市域においては、地域住民で構成される体育部中心で行っておりますが、津久井地域はそういったものがございませんので、こういった体育振興会、例えば相模湖で言いますと内郷地区社会体育振興会、千木良地区社会体育振興会、与瀬小原地区体育振興会の3つの地区単位がありまして、その3つの地区が集まった相模湖社会体育振興連絡協議会に助成をしている状況でございます。

各事業は、地域の体育振興の発展に寄与するために開催するもので、無料で参加をしている状況でございます。

以上でございます。

◎**岩田委員** 今回は特に増えているわけではないですが、これから先、新たな団体が増えていったときに、どういう基準で考えた方がいいのか参考のために聞かせていただきました。

◎**野村教育長** 今、スポーツ課長から説明をさせていただきましたように、特に旧町の4つの地区については、今までの歴史や地域性をある程度継続する形で、こういった団体に補助金を出しているものであります。

旧市域においては、公民館単位でいろいろな事業を行っていることから、特に団体へのこういった補助はない状況であります。

ですから、今後、それぞれのスポーツ振興の団体組織のあり方が変わっていくことも十分あると思いますので、この補助金のあり方もそれに応じて考えていくということになるかと考えています。

◎**大山委員** 先ほどの質問にも関係するのですが、参加人数の実体や状況はどうなのでしょう。津久井地域全体のスポーツ振興をもっと積極的にするという方向なのか、旧態、今までのシステムをそのまま踏襲していくのか、少しこの辺で検討が必要なのではないかなという感じがしました。

それから、7番目の神奈川県ボート協会なのですが、これは歴史のある相模湖でのレガッタの持続ということで、非常に大変だという話を聞いています。県からの補助というものはあるのでしょうか。

○**高林スポーツ課長** 県からの補助金はありません。市のほうから単独で補助をしているところでございます。

参加者の方につきましては、平均か微増、特に大きく増えたり、減ったりという状況にはございませんで、既存の大会を継続して運営しているという状況でございますので、これから先の考え方としては、地区ごとに行っているスポーツ振興を継続して、維持して行っていきたいと考えております。

◎**野村教育長** ほかにはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎**野村教育長** では、これより採決を行います。

議案第11号、平成31年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**野村教育長** ご異議ございませんので、議案第11号は可決されました。

□専決処分の報告について

◎**野村教育長** それでは、報告案件に入ります。報告案件の1、専決処分の報告について、事務局より説明いたします。

○**細川学校教育課長** それでは、専決処分の報告につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、市立小学校の体育の授業中に生じた物損事故に係る損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行い、1月に行われた市議会

臨時会議において報告を行ったものでございます。

お手元の資料、専決処分書をご覧いただきたいと存じます。

物損事故の概要につきましては、平成30年10月17日午後2時20分頃、緑区内の市立小学校屋外運動場において、被害者児童が体育活動でハードル走をしていた際、方向を誤って設置されたハードルで転倒し、眼鏡を破損させたものでございます。本市の責任割合は100%、損害賠償額につきましては、3万3,264円でございます。

以上、ご説明申し上げました。

◎野村教育長 ただいまの説明につきまして、何かございましたらお願いします。

◎永井（廣）委員 ハードルを逆に置くというのは、初歩的なミスというか、間違いだと思いのです。これが見つからない、きちんと点検をしないで走らせるというのは、本当に危険なことだと思いますし、あまり聞かない事故であるような気がするのですが、今までにこういった事例はあるのでしょうか。

それから本当にくれぐれもこういうことがないように、お願いしたいと思います。

○細川学校教育課長 今回のようなケースで損害賠償を支給としたということは、過去3年においてはございません。

委員がおっしゃったように、体育の授業においてハードルを設置した際、安全確認を行うということは基本でございます。各校にて適切に授業が実施されているものと承知しているところですが、今回この事案を受けまして、当該校におきましては、改めて副校長より全職員に対し、体育の授業中の安全確認について、再確認をしたところでございます。

あわせて、市内小中学校の体育課担当または体育の主任等々につきましては、年度当初に安全については十分話をしているところではございますが、2月25日に全小学校担当者会がございますので、そういった中で再発防止に向けた注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

◎野村教育長 ほかにはございますか。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

◎野村教育長 では、この件についてはこれで終わりにさせていただきます。

それでは、最後の報告事項として、前回の定例会から2週間、私の主な活動についてご報告をさせていただきます。

1月22日に、政令指定都市の教育委員会協議会がありまして、各政令指定都市から教育長が集まって、いろいろな意見交換等をいたしました。その際、冒頭では文部科学省か

ら平成31年度予算の説明がありました。先ほど少し触れましたが、支援の視点では、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーについて、増員のための予算を増額したお話、また働き方改革の面では、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、それから英語の専科の充実といった部分で、予算の増額を図ったという説明がありました。

あわせて今後、中教審のほうからは、教師の働き方改革についての答申が出てくるというお話がありました。これからその答申に沿って、各自治体が、働き方改革に関する取組のプログラム等をつくっていくことが求められる、そのように考えています。

また、教師の人材育成をテーマに、いろいろ意見交換をしました。非常に今、教師の成り手が少なくなっていることについての課題、それから、若い先生が多い中で、人材育成についての取組の充実が必要だということ、特にこうしたことについての意見交換をしたところでもあります。この辺については、また機会を見て資料を皆さんにお渡しできればと考えています。

それから、1月23日の日には松山市の教育委員会、教育長をはじめ教育委員の皆さんが、本市のプログラミング教育をぜひ視察したいということで、教育センターにいらっしやいました。その際、私も懇談をしました。

プログラミング教育については、今でも全国から非常に視察が相次いでいます。また、本市の指導主事が、各自治体に行って指導しているという状況にあります。

それから、1月29日は、県央都市教育行政研究会がありまして、県央地区の教育委員会の各部長等に集まっていたいて、現在の学区の再編問題や教育環境の整備の問題等で意見交換をしました。冒頭、私から挨拶をさせていただきました。

それから昨日、先ほど触れましたが、新たな麻溝まちづくりセンター、公民館の内覧に市長と一緒に行ってまいりました。新しい公民館については、教育委員の皆様も何人か、内覧されたと伺っています。

私が南区長だったときに、この施設はたびたび訪れており、施設が大変老朽化をされていて、いいイベントをしても、なかなか人に来ていただきにくい課題があると思っていたので、新しい施設については、非常に喜ばしく思っています。ぜひ、公民館活動の中で、多くの方に来ていただければありがたいと考えています。

そのほか、スポーツ関連で申し上げますと、1月23日には、本市の中学生2名が、昨年の11月、アジアのショートトラックのスピードスケートの大会に出場して、それぞれ優勝、準優勝という大きな成果を残してきたということで、報告をいただきました。

また同日、冬季全国中学校体育大会のスピードスケートに出る選手7人のうち、6人の方に表敬訪問をしていただきました。

やはり本市に銀河アリーナがあるということで、銀河アリーナを通じて、全国レベルの選手の育成ができているということ、非常に感じているところであります。

それから、1月26日は、ノジマ相模原ライズのアスリートクラブによるシーズン納会がありました。市長と一緒に参加をさせていただきました。

それから、翌日の27日には、薬剤師会が主催するアンチドーピング講習会がありまして、あわせて市民公開シンポジウムということで、オリンピックである坂井丞選手の講演ですとか、今後、オリンピックでの活躍が期待される選手たちのパネルディスカッションなどがありまして、ここで挨拶をさせていただきました。

それから昨日は、三菱重工相模原ダイナボアーズのトップリーグ昇格の報告会が、市役所1階ロビーで行われまして、多くの市民の方にお祝いをしていただくイベントがありました。

以上、主要な活動を報告させていただきました。

では、次回の開催予定でございます。次回は3月22日、金曜日、午後2時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎野村教育長 では、次回の会議は3月22日、金曜日、午後2時30分からの開催予定といたします。

それでは、ここで休憩いたします。なお、再開後の審議については、公開しない会議といたしますので、傍聴人の方と、関係する職員以外の方は退室してください。

午後4時35分から再開させていただきます。

(休憩・16:26～16:35)

◎野村教育長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

□相模原市岩本育英奨学生の決定について

(公開しない会議 原案どおり可決)

◎野村教育長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

□閉 会

午後 4 時 4 6 分 閉会